

新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者 認定申請書類チェックシート

事務局用	受付日	月 日
	受付No.	
	受付者	

※色付き部分に記入・チェックしてください。

申請事業者名	
新商品等の名称※	

※実施計画の「新商品等の名称 (P.3)」を記入してください。

以下の点を全て確認の上、確認欄にチェックし、本状を提出してください。

(ご担当者の名刺を貼付してください。)

1 提出書類の確認 (詳細は募集要項「7 (3) 提出書類」を参照してください。)

	提出書類	部数	確認	事務局用
①	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書 ※代表者印をご捺印ください ※物品/役務のいずれかを選択してください。	3部 (正本1部、 写し2部)		
②	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画 (実施計画) ※申請書様式 P.2以降	3部		
③	法人の場合…登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (本店 (本社) が都内に登記されていない場合は、確定申告書類 (第6,10号様式) の写しも併せてご提出ください。) 個人事業主の場合…住民票記載事項証明書と確定申告書の写し 個人の場合…住民票記載事項証明書 ※個人の場合は、認定までに必ず法人を設立してください。	1部 (正本1部) ※直近3か月 以内のもの		
④	直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書 (これらの書類がない場合は、事業用資産の概要が記載された書類)	各2部		
⑤	会社概要	1部		
⑥	新商品等の詳細がわかるカタログ	2部		
⑦	新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類 チェックシート (本状)	1部		

※申請書類はA4サイズで提出してください。

※正本用として1セット (①~⑦を1部ずつ) 作成し、残部と併せてご提出ください。

※提出していただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。

2 資格要件等の確認

確認項目	確認方法	確認	事務局用
1 都内に実質的な主たる事務所を有すること	次のいずれかを満たすことを確認してください。 ① 都内に登記された本店 (本社) があり、かつ、会社概要・製品カタログ・ホームページ・名刺等の記載から、一貫して本店 (本社) が都内にあると見受けられること。 ② 都内事務所における法人事業税の分割基準の割合が最も高いこと。 (直近の確定申告書類第6号及び第10号様式の写しを併せてご提出ください) ③ 個人事業主の場合は、確定申告書と住民票記載事項証明書により都内に主たる事務所を有すると認められること。		
2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成11年法律第18号) 第2条第1項に規定する中小企業者であること (認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。)	資本金: 登記事項証明書で確認してください。 従業員: 実施計画の従業者数 (P.2) で確認してください。 (規定要件) 製造業など: 資本金3億円以下又は従業員300人以下 サービス業: 資本金5千万円以下又は従業員100人以下 卸売業: 資本金1億円以下又は従業員100人以下 小売業: 資本金5千万円以下又は従業員50人以下 ※詳細は募集要項P.11「別添2」を参照してください。		
3 大企業が実質的に経営に参画していないこと	実施計画の株主構成 (P.2) が次のいずれも満たすことを確認してください。 ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと ※ここでいう「大企業」とは、上記確認項目2の中小企業者に該当しないものをいいます。		
4 販売開始が平成23年2月以降であること	実施計画 (P.3) で確認してください。		
5 認定対象であること	・食品、医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの、建設工事等における工法・技術、肌に塗布するものでないこと ・過去に申請した同一商品でないこと ※詳細は募集要項P.4「3.(2) 認定対象商品」で確認してください。		
6 実施計画の記載	すべてに記載があることを確認してください。 ※該当しない項目に「該当なし」と記入があるか ※別紙を添付する場合は、別紙1、別紙2と明示しているか		